

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、損害賠償請求事件の訴訟提起がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成27年4月14日

教 職 員 課

平成27年4月14日  
教 職 員 課

## 損害賠償請求事件について

このことについて、平成27年3月19日付けで名古屋地方裁判所に損害賠償請求事件が提起されましたので（3月30日訴状送達）ご報告します。

### 1 当事者

原告 県立高等学校の卒業生

被告 愛知県

### 2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金330万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 3 原告の主張

#### (1) 事件の経過

平成25年7月頃から8月末までの間、3年生であった原告に対して、実習助手(期限付任用)であったAが、教室で髪を撫でたり、腕や脚や太ももを撫でたりした。また、帰宅時、飲食に誘ったりしたことがあった。

その後、原告がAとの交流を避けるような態度に出たところ、Aは原告に対して、メールを頻繁に送るようになり、精神的に不安になった原告が学校に訴えて事件が発覚した。

#### (2) 損害等

公務員であるAが職務行為として行った一連のセクシャル・ハラスメント行為により、原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料300万円及び本訴提起に係る弁護士費用30万円等について、原告は被告愛知県に対して、国家賠償法第1条に基づいて損害賠償請求する。

### 4 第1回口頭弁論期日

平成27年5月11日(月)午前10時